

果樹共済事業重要事項説明書

日頃、農業共済事業につきまして、格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では、「金融商品の販売等に関する法律」の規定に基づき、農業共済事業を実施するにあたり、加入者の皆様に制度の基本事項をご理解いただいた上で、事業に加入いただいております。

つきましては、農業共済事業への加入にあたり、関係する事業の重要事項につきまして、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

農 業 者 各 位

みなみ北海道農業共済組合

住所 苫小牧市若草町5丁目5番3号

TEL 0144-84-5860

FAX 0144-33-2255



NOSAI みなみ

〈 果樹共済（半相殺減収総合方式）重要事項 〉

1. 補償対象果樹の種類

補償対象果樹は“りんご”で、品種により次のように区分されています。

類区分	細区分	品 種
1 類	1 群	きたかみ、あかね、つがる、さんさ など
	2 群	旭 など
2 類	1 群	千秋、ジョナゴールド、北斗、紅将軍、昂林、ひめかみ、弘前ふじ など
	2 群	紅玉、陸奥、ハックナイン など
	3 群	スターキングデリシャス、レッドゴールド など
3 類	1 群	王林、ふじ など
	2 群	印度

2. 加入申込と共済関係（契約）の成立

類区分ごとに、栽培面積が5 a以上の果樹について、そのすべてについて所定の期日までに果樹共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合に加入の申込みを行い、組合がその申込みを承諾したときに共済関係（契約）が成立します。

ただし、次に該当する果樹については、加入することができませんので、ご留意願います。

- ① 共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- ② 標準収穫量等の適正な決定が困難であること。
- ③ 損害額の適正・円滑な認定が困難であること。
- ④ 果実の収穫を目的としないこと。
- ⑤ 通常の肥培管理が行われず、または行われないおそれがあること。

3. 引受（加入）方式

引受（加入）方式は、総合方式と呼ばれるもので、類区分ごとに被害樹園地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全樹園地の基準収穫量の合計）の3割を超えるときに、共済金が支払われます。

※ 基準収穫量とは、引受時に設定した標準収穫量（平年の収穫量）を、栽培状況等の変化に応じて翌年の開花期に補正したものをいいます。

4. 共済事故（共済金の支払対象となる事故）

風水害、ひょう害、干害、凍霜害、雪害、その他気象上の原因による災害、病害、虫害、鳥獣害、火災などが共済事故となります。

なお、減収となった原因が肥培管理不良、病虫害防除不適切など共済事故以外による場合は、その減収を共済事故による減収と分けて見積り、共済金の支払対象としないこととしていますので、ご留意願います。

5. 共済責任期間（補償期間）

共済責任期間（補償期間）は、花芽の形成期から翌年の果実を収穫するに至るまでとなっています。

6. 共済金額（契約金額）

共済金額（契約金額）は、共済金の支払最高額をいい、類区分ごとに次のように算定します。

※ 共済金額 = 標準収穫量 × 単位当たり価額 × 付保割合

※ 標準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のこと、品種ごと、樹齢ごとに定められた標準収量表に基づいて、樹園地ごとに組合が設定します。

※ 単位当たり価額は、品種ごとに最近の出荷団体等での販売実績等に基づいて、毎年、農林水産大臣が1kg当たりの金額を定めます。

※ 付保割合は、6～7割の範囲内で加入者が申し出た割合です。

7. 共済掛金

共済目的の種類ごとに、次のように算定します。

※ 農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金

※ 共済掛金率は、農林水産大臣が過去20ヵ年の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

※ 国庫負担割合は、50%となっています。

8. 被害発生時の通知義務

補償対象果樹に被害が発生したときは、直ちに組合へ被害申告(事故発生通知)をして下さい。

また、収穫期において、共済金の支払に該当する被害があると認められるときは、組合の指定する期日までに被害申告(損害通知)をして下さい。

組合では被害申告に基づいて必要な調査をします。

被害申告を行わずに、収穫後に被害が大きいことがわかって、適切な調査ができないため共済金をお支払いできませんので、ご留意願います。

9. 共済金の支払額

類区分ごとに、被害樹園地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量(全樹園地の基準収穫量の合計)の3割を超えるときに、次の算式による共済金が支払われます。

※ 支払共済金 = 共済金額 × 共済金支払割合

※ 共済金支払割合は、損害割合(減収量/基準収穫量)に応じて計算されます。

※ 減収量は基準収穫量から実収穫量を差し引いて計算されます。

なお、農業災害補償制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による

責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っていますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減されることがありますので、ご理解願います。

※ 共済金の削減が認められているのは、組合の責任分担部分についてであり、連合会・国には実質的に認められていません。これは、組合については危険分散機能が小さいため、手持財源を超えて共済金を払い続けることにより事業不足金が累積し、事業運営の継続が困難となる事態を防ぐため認められている措置ですので、ご理解願います。

また、共済金の削減は、直近年において、加入者（被災農家）の方々に多額の共済金を支払い続け、組合の手持財源に不足を生じるようになった結果でもあることを、ご理解願います。

なお、やむを得ず共済金の削減を行わざるを得ない場合でも、その割合は被災農家の再生産に支障が出るほどのものではないと考えられます。

10. 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 加入者が損害防止のため特に必要な処置について組合の指示に従わなかったとき。
- (3) 加入者が事故発生通知または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 加入者が加入している果樹を譲渡し、伐倒し、もしくは高接ぎしたことについての通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (5) 加入者が加入申込みの際、悪意または重大な過失によって次に掲げる事項等を通知せず、または不実の通知をしたとき。
 - ア. 樹園地の所在地、面積、果樹の品種、栽培方法、樹齢別本数
 - イ. 既に共済事故が発生している果樹があることまたはその事故の原因が生じている果樹があること。
- (6) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。
- (7) 共済掛金を分納する場合において、加入者が正当な理由がないのに、第2回目の払込みを遅滞したとき。

11. 無事戻し

毎事業年度、総代会の議決により、当該前3事業年度間に受取った共済金と当該前2事業年度間に受取った無事戻金の合計額が、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る農家負担掛金の1/2を下回る場合に無事戻金を交付することができることになっています。

また、無事戻金を受けるには、無事戻しの交付を受ける年度の直近前3ヶ年間に亘り継続して共済関係が存在していること、および総代会の議決時点で組合員であることが必要となります。

※ 無事戻金 = 当該事業年度の前3事業年度間の農家負担掛金の1/2 - (当該事業年度の前3事業年度前間の共済金 + 当該事業年度の前2事業年度間の無事戻金)

なお、組合または連合会の財務状況によっては、無事戻金のお支払いする金額が削減されることがありますので、ご理解願います。

※ 農業災害補償制度における無事戻しは、一般損害保険契約のもの（無事戻しに要する経費を保険料に織り込み、受取保険料から無事戻しに充てるべき金額を積み立て、支払いを行っているもの）と異なり、無事戻しに要する経費を特別に徴収しておらず、本来、その支払いが制度上義務づけられているものではありませんが、掛金負担の公平性確保の観点から、組合および連合会の所定の財源の範囲内で実施しているものであるため、財務状況によっては、金額が削減される場合があることをご理解願います。

〈 果樹共済（半相殺減収暴風雨・ひょう害方式）重要事項 〉

1. 補償対象果樹の種類

補償対象果樹は“りんご”で、品種により次のように区分されています。

類区分	細区分	品 種
1 類	1 群	きたかみ、あかね、つがる、さんさ など
	2 群	旭 など
2 類	1 群	千秋、ジョナゴールド、北斗、紅将軍、昴林、ひめかみ、弘前ふじ など
	2 群	紅玉、陸奥、ハックナイン など
	3 群	スターキングデリシャス、レッドゴールド など
3 類	1 群	王林、ふじ など
	2 群	印度

2. 加入申込と共済関係（契約）の成立

全類で20アール以上栽培面積を有し、類区分ごとに、栽培面積が5a以上の果樹について、そのすべてについて所定の期日までに果樹共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合に加入の申込みを行い、組合がその申込みを承諾したときに共済関係（契約）が成立します。

ただし、次に該当する果樹については、加入することができませんので、ご留意願います。

- ① 共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- ② 標準収穫量等の適正な決定が困難であること。
- ③ 損害額の適正・円滑な認定が困難であること。
- ④ 果実の収穫を目的としないこと。
- ⑤ 通常の肥培管理が行われず、または行われないおそれがあること。

3. 引受（加入）方式

引受（加入）方式は、暴風雨・ひょう害方式と呼ばれるもので、類区分ごとに暴風雨またはひょう害による被害樹園地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全樹園地の基準収穫量の合計）の2割を超えるとときに、共済金が支払われます。

※ 基準収穫量とは、引受時に設定した標準収穫量（平年の収穫量）から算定した標準果数とその年の摘果後の着果数を比較し、いずれか大きい方を用いて算定したものをいいます。

4. 共済事故（共済金の支払対象となる事故）

規定風速以上の暴風雨または降ひょうによる果実の減収被害が共済事故となります。

※ 規定風速とは、最大風速（10分間平均）13.9m/秒または最大瞬間風速20.0m/秒以上の風速をいいます。

なお、減収となった原因が規定風速に達しない風による落果被害等である場合は、共済事故以外による減収として、その減収を共済事故による減収と分けて見積り、共済金の支払対象としないこととしていますので、ご留意願います。

5. 共済責任期間（補償期間）

共済責任期間（補償期間）は、発芽期からその年の果実を収穫するに至るまでとなっています。

6. 共済金額（契約金額）

共済金額（契約金額）は、共済金の支払最高額をいい、類区分ごとに次のように算定します。

※ 共済金額 = 標準収穫量 × 単位当たり価額 × 付保割合

※ 標準収穫量とは、いわゆる平年収穫量のことです。品種ごと、樹齢ごとに定められた標準収量表に基づいて、樹園地ごとに組合が設定します。

※ 単位当たり価額は、品種ごとに最近の出荷団体等での販売実績等に基づいて、毎年、農林水産大臣が1kg当たりの金額を定めます。

※ 付保割合は、6～8割の範囲内で加入者が申し出た割合です。

7. 共済掛金

共済目的の種類ごとに、次のように算定します。

※ 農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金

※ 共済掛金率は、農林水産大臣が過去20年の被害率を基礎に定め、3年ごとに改定されます。

※ 国庫負担割合は、50%となっています。

8. 被害発生時の通知義務

補償対象果樹に被害が発生したときは、直ちに組合へ被害申告（事故発生通知）をして下さい。

組合では被害申告に基づいて必要な調査をします。

被害申告を行わずに、収穫後に被害が大きいことがわかっていても、適切な調査ができないため共済金をお支払いできませんので、ご留意願います。

9. 共済金の支払額

類区分ごとに、暴風雨またはひょう害による被害樹園地の減収量の合計が、その農家の基準収穫量（全樹園地の基準収穫量の合計）の2割を超えるときに、次の算式による共済金が支払われます。

※ 支払共済金 = 共済金額 × 共済金支払割合

※ 共済金支払割合は、損害割合（減収量／基準収穫量）に応じて計算されます。

※ 減収量は基準収穫量から実収穫量を差し引いて計算されます。

なお、農業災害補償制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みを採っていますが、組合の財務状況によっては、共済金のお支払いする金額が削減されることがありますので、ご理解願います。

※ 共済金の削減が認められているのは、組合の責任分担部分についてであり、連合会・国には実質的に認められていません。これは、組合については危険分散機能が小さいため、手持財源を超えて共済金を払い続けることにより事業不足金が累積し、事業運営の継続が困難となる事態を防ぐため認められている措置ですので、ご理解願います。

また、共済金の削減は、直近年において、加入者（被災農家）の方々に多額の共済金を支払い続け、組合の手持財源に不足を生じるようになった結果でもあることを、ご理解願います。

なお、やむを得ず共済金の削減を行わざるを得ない場合でも、その割合は被災農家の再生産に支障が出るほどのものではないと考えられます。

10. 共済金が支払えない場合

共済責任期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部または一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

- (1) 加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- (2) 加入者が損害防止のため特に必要な処置について組合の指示に従わなかったとき。
- (3) 加入者が事故発生通知または損害通知の義務を怠ったとき、または悪意もしくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (4) 加入者が加入している果樹を譲渡したことについての通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- (5) 加入者が加入申込みの際、悪意または重大な過失によって、樹園地の所在地、面積、果樹の品種、栽培方法、樹齢別本数等を通知せず、または不実の通知をしたとき。
- (6) 加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。

11. 無事戻し

毎事業年度、総代会の議決により、当該前3事業年度間に受取った共済金と当該前2事業年度間に受取った無事戻金の合計額が、当該事業年度の前3事業年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る農家負担掛金の1/2を下回る場合に無事戻金を交付することができることになっています。

また、無事戻金を受けるには、無事戻しの交付を受ける年度の直近前3ヶ年間に亘り継続して共済関係が存在していること、および総代会の議決時点で組合員であることが必要となります。

※ 無事戻金 = 当該事業年度の前3事業年度間の農家負担掛金の 1/2 - (当該事業年度の前3事業年度間の共済金 + 当該事業年度の前2事業年度間の無事戻金)

なお、組合または連合会の財務状況によっては、無事戻金のお支払いする金額が削減されることがありますので、ご理解願います。

※ 農業災害補償制度における無事戻しは、一般損害保険契約のもの（無事戻しに要する経費を保険料に織り込み、受取保険料から無事戻しに充てるべき金額を積み立て、支払いを行っているもの）と異なり、無事戻しに要する経費を特別に徴収しておらず、本来、その支払いが制度上義務づけられているものではありませんが、掛金負担の公平性確保の観点から、組合および連合会の所定の財源の範囲内で実施しているものであるため、財務状況によっては、金額が削減される場合があることをご理解願います。